

# 糸満市立三和中学校「いじめ防止基本方針」

## 1. いじめ防止等のための対策に関する基本方針

### (基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は、身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校には、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

### (いじめの禁止)

生徒はいじめをおこなってはならない。

### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように保護者関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2. いじめ防止等のための対策の基本となる事項

### (1) 学校におけるいじめの防止

- ①学校の重点目標の一つとして弱いものいじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことを掲げ、組織的に取り組む。
- ②生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う豊かな人間性の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ③保護者並びに地域住民その他の関係機関者の連携を図りつつ、生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒会活動等の支援を行う。
- ④いじめ防止にの重要性に関する理解を深めるための啓発その他、必要な処置として道徳、学級活動の時間を利用し人権作文や人権週間、集会等を実施する。

### (2) いじめ早期発見のための処置

- ①いじめ調査等  
いじめを早期発見するために、在籍する生徒に対して定期的な調査を次の通り実施しいじめの早期発見・早期解決に努める。
  - ・生徒対象いじめについてのアンケート調査 年11回(5月～3月)
  - ・教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査 年3回(5月・9月・1月)
- ②いじめ相談体制  
生徒及び保護者がいじめに関わる相談が行うことができるよう以下のとおり相談体制の整備を行う。
  - ア) いじめアンケートからの担任による教育相談
  - イ) 定期的な教育相談旬間の実施
  - ウ) 担任による生徒の観察において生徒の様子に変化があったときの臨時教育相談
  - エ) スタールカウンセラーを利用した相談活動
- ③いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上  
いじめ防止等のための対策に関する研修を校内研修に位置づけ、いじめの防止等に関する職員の資質の向上を図る。**※サイバー犯罪防止教室の実施も含む。**

### (3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が発信された情報の高度な流通性、発信者の匿名性、その他インターネット(メール・ブログといったSNS等)を通じて行われるいじめを防止し効果的に対処できるように、必要な啓蒙活動として外部講師を招き、インターネットや携帯電話の情報モラル研修会等を行う。

### 3. いじめ防止等に関する処置

- (1) いじめ防止等の対策のためのいじめ対策委員会を設置する。  
いじめ防止等を効果的に行うため以下の要領で組織を機能させる。

#### ①いじめ対策委員会構成員

校長・教頭・生徒指導主事・学年生徒指導係・養護教諭

#### ②いじめ対策委員会取り組み内容

- ア) いじめの早期発見に関すること（アンケート調査・教育相談の実施）
- イ) いじめ防止に関すること（校内研修や講演会等の実施）
- ウ) いじめ事案に対する対応の検討、実施
- エ) いじめが心身に及ぼす影響やいじめ問題に関する理解を深めること  
(道徳、特別活動の計画的な実施)

#### ③いじめ対策委員会の持ち方について

原則として週1回を定例（生徒指導委員会と兼ねる）とするが、重大ないじめ事案が発生した場合は『緊急いじめ対策委員会』を開催する。

※緊急いじめ対策委員会構成員

（生徒指導委員会構成員、教務主任、学年主任、教育相談担当、特支コ、SC）

- (2) いじめ事案に対する対応について

- ①いじめに関する相談をうけた場合は、迅速に事実の有無を確認する。
- ②いじめが確認された場合は、速やかにいじめをやめさせ、いじめの再発を防ぐためにいじめを受けた生徒（被害生徒）や保護者に対する支援といじめを行った生徒（加害生徒）への指導とその保護者への助言を継続的に取り組む。
- ③いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められる場合は、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室（相談室）において学習を行う処置を講ずる。
- ④いじめの関係者間におけるトラブルを生じさせないように、いじめに関わる情報を関係保護者と共有するための処置を講ずる。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべき事案については、教育委員会及び所轄警察署と連携し対処する。

- (3) 重大事案への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- ①重大な事案が発生した旨を、糸満市教育委員会に速やかに報告する。
- ②糸満市教育委員会と協議の上、該当事案に対する組織を設置する。
- ③緊急いじめ対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を提供する。

### 4. 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめに対する措置を適切に行うため、以下の2点を学校評価に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- (1) いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- (2) いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。

### 5. いじめ防止取り組み月間（6月）の具体的な取り組み

- ①共通理解（自校の取り組みを含めて、校内研修での伝達講習で共通理解を図る。）
- ②道徳の時間や特活等で人権にかかる授業の展開
- ③教育相談等で実態把握を踏まえた個別の相談
- ④校長講話や学年集会などで「いじめ」に関する講話の実施。
- ⑤掲示資料で「いじめ」根絶の機運を高める。
- ⑥学校便り等で保護者への学校の取り組みの理解と協力を求める。